

平成 30 年 9 月 6 日

各 位

学 生 セ ン タ ー 長

## 平成 30 年 8 月 30 日からの大雨にかかる災害救助法適用地域の 世帯学生に対する緊急採用・応急採用奨学金について

このたびの大雨による被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。

日本学生支援機構では、被災者救済のため、災害救助法適用地域の世帯の学生について緊急採用及び応急採用奨学金での対応を図ることになりました。

下記による奨学金の貸与を希望される方は、奨学金担当まで申し出てください。

### 記

#### 1 災害救助法の適用地域

【山形県】 新庄市、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡鮭川村、最上郡戸沢村

#### 2 適用地域の準用

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害に遭った者についても、適用地域に準じて取り扱うものとする。

#### 3 貸与始期

- (1) 緊急採用（第一種奨学金、無利息）：**平成 30 年 8 月以降**で申込者が希望する月とする。
- (2) 応急採用（第二種奨学金、利息付）：**平成 30 年 4 月以降**で申込者が希望する月とする。

#### 4 貸与終期

- (1) 緊急採用：**平成 31 年 3 月**

ただし、平成 31 年度においてなお、第一種奨学金を必要とすることが認められる者から「緊急採用奨学金継続願」の提出があった場合には、翌年度末（平成 32 年 3 月）まで貸与を継続することができる。また翌年度以降もなお第一種奨学金を必要とすることが認められる場合は、**1 年ごとに願い出を繰り返すことにより修業年限の終了月まで貸与期間の延長が可能。**

- (2) 応急採用：**修業年限の終了月まで**

#### 5 提出書類

確認書兼個人信用情報の取り扱いに関する同意書、被災証明書、所得証明書、スカラネット入力用紙の下書き、出身高校調査書（学域 1 年生のみ）、前大学・前大学院の成績証明書（学域編入生、他大(院)から入学した博士前・後期課程・博士課程 1 年生のみ）、指導教員推薦所見（大学院のみ）

#### 奨学金担当：

中百舌鳥キャンパス	学生課 学務グループ奨学金担当	072-254-9116（直通）
羽曳野キャンパス	事務所 学生グループ奨学金担当	072-950-2940（直通）
りんくうキャンパス	事務所 学生・教務担当	072-463-5748（直通）